

# 定 款

2021年4月1日改訂

日鉄エンジニアリング  
北九州技術センター 安全衛生協力会

# 目 次

第 1 章 総 則 .....	2
第 2 章 会 員 お よ び 会 費 .....	3
第 3 章 役 員 等 .....	4
第 4 章 会 議 .....	5~6
第 5 章 資 産 お よ び 会 計 .....	7
第 6 章 定 款 の 変 更 お よ び 解 散 .....	8
第 7 章 雑 則 .....	8
改 訂 内 容 .....	9~10

# 定 款

## 第1章 総 則

### 【名称】

第1条 本会は、日鉄エンジニアリング 北九州技術センター 安全衛生協力会と称す。

### 【所在地】

第2条 本会は、事務所を北九州市戸畑区大字中原46番地の59に置く。

### 【目的】

第3条 本会は、日鉄エンジニアリング株式会社 北九州技術センター、日鉄環境プラントソリューションズ株式会社の工事・作業等(設計単独は除く)に関し、労働基準法・労働安全衛生法等関係法規の遵守並びに安全衛生の改善向上に努め、会員会社所属の従業員の災害及び疾病を防止し、会員各社の事業の発展に寄与する事を目的とする。

### 【事業】

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 安全・衛生管理の指導及び啓蒙
- (2) 災害の防止対策
- (3) 疾病の予防対策
- (4) 関係諸法規の研究普及
- (5) 日鉄エンジニアリング株式会社 北九州技術センター、日鉄環境プラントソリューションズ株式会社、及び関係行政官庁との連絡並びに協力を事業とする。
- (6) 労働基準法その他の関係法規の手續についての指導
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事項

## 第2章 会員及び会費

### 【 会 員 】

第 5 条 本会の会員は、正会員・臨時会員・特別会員の3種とする。

2. 正会員は、日鉄エンジニアリング株式会社北九州技術センター及び日鉄環境プラントソリューションズ株式会社と契約し、工事又は作業等の施工の指名を受けた事業主とする。
3. 臨時会員は、日鉄エンジニアリング株式会社北九州技術センター及び商社等の契約に基づきスポット的に短期工事の指名を受けた事業主とする。
4. 特別会員は、日鉄エンジニアリング株式会社北九州技術センター及び日鉄環境プラントソリューションズ株式会社とする。

### 【加入及び脱退】

第 6 条 本会の会員となる者は、別に定める入会申込書により手続きをなすものとする。

第 7 条 会員は、総会で定める会費を納入しなければならない。

2. 臨時に必要な時は、理事会の審議を経て、別に臨時会費を徴収する事が出来る。

第 8 条 会員は次の事由により、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 第5条第2項の指名の資格を失ったとき
- (4) 第5条第3項の契約の完了または、解除になったとき

第 9 条 前条により会員の資格を失った時は、すでに納入した会費等は一切返還しない。

第10条 退会しようとする者は、その事由を付し、別に定める退会届を提出するものとする。

第11条 退会しようとする者に、会費の未納がある時は、退会届提出の際に未納金を完納しなければならない。

第12条 会員にして次の各号の1に該当する時は、総会の議決を経て除名する事が出来る。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又は会員として適当でないと認められたとき
- (2) 定款に定める事項に違反する行為があったとき

### 第3章 役員等

#### 【役員】

第13条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名	理事	若干名
副会長	若干名	監事	2名

#### 【役員を選出】

第14条 役員は、次の方法により選出する。

- (1)理事及び監事は、総会において選出する。
- (2)会長及び副会長は、理事会において理事の中から互選する。

#### 【役員の任務】

第15条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、予め会長が指名した副会長がその職務を代理する。
3. 理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を処理する。
4. 監事は、財産の状況及び理事の業務執行状況を監査し、これらに不正の事実がある事を発見した時は、これを総会に報告する。

第16条 監事は、理事会に出席し、意見を述べる事が出来る。

#### 【役員の任期】

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。

2. 役員はその任期満了後も、後継者が就任まで、なおその職務を行う。
3. 前任役員の任期半ばにて選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第18条 役員は、すべて名誉職とする。但し、旅費その他の報酬を受ける事が出来る。

#### 【顧問・相談役】

第19条 本会に、顧問及び相談役を置く事が出来る。

2. 顧問は、日鉄エンジニアリング株式会社北九州技術センターの総括安全衛生管理者とし、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
3. 相談役は、学識経験者の中から理事会の審議を経て会長が委嘱する。

第20条 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ要請により、総会及び理事会に出席し、意見を述べる事が出来る。

#### 【事務局】

第21条 本会に会務を処理のため、事務局を設け、事務局長及び職員を置く。

2. 事務局長及び職員は、理事会の審議を経て会長が任命する。
3. 全各号に定めるものの他、事務局について必要な事項は理事会で定める。

## 第4章 会 議

### 【会議の種類】

第22条 本会の会議は次の通りとする。

- (1) 総 会
- (2) 理事会

### 【 総 会 】

第23条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎年1回開催する。臨時総会は、理事会が必要と認められた時、または会員の5分の1以上もしくは監事から会議の目的事項を示して請求があった時に会長が召集する。
3. 総会は、役員及び会員をもって構成する。

第24条 総会の招集は、少なくとも5日前にその会議の目的を示して通知しなければならない。但し、開会中緊急を要する事項が生じた時は、これをその会議に付する事が出来る。

第25条 総会は、会員の2分の1以上が出席しなければ会議を開く事が出来ない。但し、委任状による代理人をもって出席する事が出来る。

2. 同一事項につき再び召集しても、なお出席者が会員の2分の1に満たない時は、前項の規程にかかわらず、会議を開く事が出来る。

第26条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

第27条 総会の議長は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第28条 総会の議事は、議事録にその要旨を記載し、議長及び監事が署名してこれを保存する。

第29条 総会の議決を要する事項は、次の通りとする。

- (1) 定款の変更に関する事項
- (2) 役員を選出に関する事項
- (3) 事業報告及び収入支出予算決定に関する事項
- (4) 事業報告及び収入支出決算並びに財産の承認に関する事項
- (5) 会員の除名に関する事項
- (6) 本会の解散に関する事項
- (7) 会費の徴収に関する事項
- (8) 準備金の使用に関する事項
- (9) 解散時における残余財産の処分に関する事項
- (10) その他理事会が必要と認めた事項

第30条 総会の権限に属する事項であって、緊急を要し、会長が総会を招集する暇が無いと認める時は、会長はこれを理事会の議決に付する事が出来る。但し、次の総会において承認を得なければならない。

## 【 理 事 会 】

第31条 理事会は、会長・副会長及びその他の理事・監事をもって構成する。

第32条 理事会は、隔月1回開催する。また、会長が必要と認めた時、もしくは理事の2分の1以上から請求があつた時会長が召集する。

第33条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会の権限に属する事項であつて、緊急を要し、会長が総会を招集する暇が無いと認められた事項
- (2) 総会に提案する事項
- (3) 会務の執行に必要な規程の制定に関する事項
- (4) 臨時会費の徴収に関する事項
- (5) 重大事故及び重大災害の原因調査及びその対策に関する事項
- (6) 年間事業計画の推進に関する事項
- (7) 前各号の他、定款により理事会の審議を要する事項及び本会運営上、必要な事項

第34条 理事会には、専門分野の事項を調査及び審議する為に、必要に応じて部会を設ける事が出来る。

第35条 第25条第1項、第26条、第27条の規程は、理事会について準用する。

理事会の議事は、議事録にその要旨を記載し、保存すると共に各理事に配布する。

## 第5章 資産及び会計

### 【 資 産 】

第36条 本会の資産は、次のものから成る。

- (1) 会費
  - (2) 補助金・寄付金その他の収入
  - (3) 財産目録記載の財産
2. 資産は、理事会で定める方法により管理する。

### 【 予算及び決算会計年度 】

第37条 会長は、毎年度の事業計画書及び収入支出予算書を作成し、総会の議決を得なければならない。

2. 本会の経費は、資産をもって支弁する。
3. 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

### 【 予 算 の 流 用 】

第38条 予算に定められた各項の金額は、理事会の審議を経てこれを流用する事が出来る。但し、流用後の直近の総会の承認を得るものとする。

### 【 会 計 監 査 】

第39条 会長は、毎会計年度の終わりに次の書類を作成して、通常総会の10日前までに、これを監事に提出し、その監査を受けなければならない。

(また、毎年7月中～下旬頃に中間監査を受けること)

- (1) 事業報告
- (2) 収入支出決算書
- (3) 財産目録

第40条 監事は、前条の書類を受理した時は、遅滞無くこれを監査し、意見書を添えて会長に提出しなければならない。

2. 会長は、前条各号の書類に前項により、監事から提出された意見書を添えて総会に提出し、その承認を得なければならない。

第41条 各年度の決算において、剰余が必要ある時は、剰余金の全部または一部を準備金として積立てるものとする。

2. 準備金を使用する必要がある時は、その使用目的及び金額につき、総会の議決を得なければならない。



## 第6章 定款の変更及び解散

### 【定款の変更】

第42条 定款の変更は、総会の議決を経て実施する。

(解散)

第43条 本会は、会員の4分の3以上の承認により、総会の議決を経て解散する。

第44条 本会が解散した時は、互選により理事3名を精算人とする。

第45条 本会が解散する場合において、残余財産を生じた時は、総会で定める方法により処分する。

## 第7章 雑 則

第46条 本定款で規定するものの他、会務の執行に必要な事項は、理事会の審議を経て会長が定める。

### 付 則

本定款は、1977年6月1日より執行する。

1983年6月29日改訂

1989年5月19日改訂

1991年5月19日改訂

1997年4月23日改訂

1998年6月1日改訂

1999年1月11日改訂

2000年1月7日改訂

2004年4月1日改訂 P. 9参照(\*1)

2006年7月1日改訂 P. 9参照(\*2)

2007年7月1日改訂 P. 9参照(\*3)

2009年1月1日改訂 P. 9参照(\*4)

2011年4月1日改訂 P. 10参照(\*5)

2012年10月1日改訂 P. 10参照(\*6)

2019年4月1日改訂 P. 10参照(\*7)

2021年4月1日改訂 P. 10参照(\*8)

## 2004年4月1日改訂内容(\*1)

第1条【名称】	協力会名称の変更
第3条【目的】	} 主管事業部名の変更 日鉄環境プラントサービス(株)追加
第4条【事業】	
第5条【会員】	
第39条【会計監査】	中間監査を追加

## 2006年7月1日改訂内容(\*2)

表紙	} 新会社発足(平成18年7月1日付)に伴う、特別会員の社名変更及び協力会名称変更
第1条[名称]	
第3条[目的]	
第4条[事業]	
第5条[会員]	
第15条[役員の任務]	4項『廉』⇒『事実』に変更
第19条[顧問・相談役]	顧問と相談役の項を分け、2項に「顧問は新日鉄エンジニアリング(株)戸畑事業所の総括安全衛生管理者とし、理事会の承認を経て会長が委嘱する」を追加。
第28条	総会の議事録の署名の文中「出席理事2名以上及び」を削除。
第31条	理事会の構成に『監事』を追加。

## 2007年7月1日改訂内容(\*3)

協力会名称の変更
「新日鉄エンジニアリング株式会社 戸畑事業所安全衛生協力会」を改め
「新日鉄エンジニアリング 戸畑事業所 安全衛生協力会」に変更する。
<変更理由>
「……………株式会社」が付いていると銀行等の窓口で“法人”と認識され「法人登記簿」の写しを求められる

## 2009年1月1日改訂内容(\*4)

社名変更
特別会員 日鉄環境プラントサービス(株) ⇒ 日鉄環境プラントソリューションズ(株)に変更。

## 2011年4月1日改訂内容(\*5)

協力会名称の変更
新日鉄エンジニアリング株式会社 戸畑事業所名称の変更に伴うもの。
「新日鉄エンジニアリング 戸畑事業所 安全衛生協力会」を改め、
「新日鉄エンジニアリング 北九州技術センター 安全衛生協力会」に変更する

## 2012年10月1日改訂内容(\*6)

社名変更
新日鉄エンジニアリング(株) ⇒ 新日鉄住金エンジニアリング(株) に変更
日鉄環境プラントソリューションズ(株) ⇒ 日鉄住金環境プラントソリューションズ(株) に変更
日鉄プラント設計(株) ⇒ NSプラント設計(株) に変更
日鉄プラント建設(株) ⇒ NSプラント建設(株) に変更
協力会名称の変更
新日鉄エンジニアリング 北九州技術センター 安全衛生協力会 ⇒
新日鉄住金エンジニアリング 北九州技術センター 安全衛生協力会 に変更
<変更理由>
「新日本製鐵株式会社」および「住友金属工業株式会社」の経営統合に伴うグループ会社の社名変更
「新日鉄エンジニアリング株式会社」の社名変更に伴う協力会の名称変更
特別会員として、新たに日鉄住金エネルギーサービス(株)が入会

2019年4月1日改訂内容(\*7)

社名変更

新日鉄住金エンジニアリング(株) ⇒ 日鉄エンジニアリング(株)に変更  
日鉄住金環境プラントソリューションズ(株) ⇒ 日鉄環境プラントソリューションズ(株)に変更  
NSプラント設計(株) ⇒ 日鉄プラント設計(株)に変更

協力会名称の変更

新日鉄住金エンジニアリング 北九州技術センター 安全衛生協力会 ⇒  
日鉄エンジニアリング 北九州技術センター 安全衛生協力会 に変更

<変更理由>

「新日鉄住金株式会社」グループ会社の社名変更  
「新日鉄住金エンジニアリング株式会社」の社名変更に伴う協力会の名称変更

特別会員変更

2017年12月31日付 日本ロバロ(株) 退会 (工場移転の為)  
2018年8月22日付 NSプラント建設(株) 退会 (組織解散の為)

2021年4月1日改訂内容(\*8)

特別会員変更

2021年3月31日付 日鉄プラント設計(株)、日鉄エネルギーサービス(株)退会 (組織解散の為)